第明
三治
種十
郵五
便年
物三
認月
可三
日十
一

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務五四三）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同五四四）　四
○放送法第百四十条第一項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定を行い、同条第六項及び放送法施行規則第百六十一条第五項の規定に基づき有線テレビジョン放送事業者の指定の変更をした件（同五四五）　六

〔官庁報告〕

官庁事項
米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の変更について（農林水産省）　一〇

〔公告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、東日本高速道路株式会社工事一部完了、平成二十三年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　一四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　一五
会社その他
会社決算公告

告示

○総務省告示第五百四十三号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十二年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十三年十二月十五日　　総務大臣　川端　達夫

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　神奈川県厚木市岡田3198（73.60） (2)　神奈川県厚木市恩名１―７―77（61.20）	北緯35度25分06秒東経139度21分51秒の地点と北緯35度26分02秒東経139度21分31秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　千葉県匝瑳市富岡字松山809―２（74.60） (2)　千葉県山武郡芝山町大里字柳谷48―５（79.60）	北緯35度42分06秒東経140度31分12秒の地点と北緯35度42分11秒東経140度30分59秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度42分13秒東経140度30分55秒の地点と北緯35度42分31秒東経140度30分11秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度42分33秒東経140度30分04秒の地点と北緯35度43分45秒東経140度27分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯35度43分48秒東経140度26分58秒の地点と北緯35度44分10秒東経140度26分05秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯35度44分13秒東経140度25分58秒の地点と北緯35度44分29秒東経140度25分18秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　茨城県石岡市府中４―１―７（76.20） (2)　茨城県笠間市安居3066―１（81.20）	北緯36度11分48秒東経140度16分30秒の地点と北緯36度16分35秒東経140度19分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　山梨県南都留郡鳴沢村字絶頭7300―１（1326.20） (2)　山梨県南都留郡鳴沢村字ジラゴンノ8532―５（1024.00）	北緯35度26分39秒東経138度41分04秒の地点と北緯35度28分26秒東経138度41分09秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1)　新潟県村上市飯野２―５―８（57.50） (2)　新潟県村上市岩船2130―11（45.70）	北緯38度13分16秒東経139度28分26秒の地点と北緯38度12分45秒東経139度27分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯38度12分41秒東経139度27分46秒の地点と北緯38度11分45秒東経139度26分45秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域